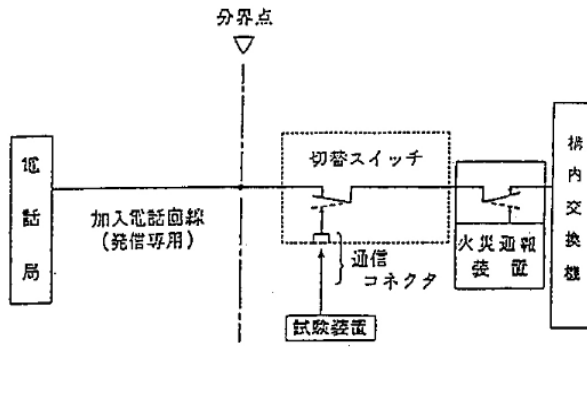


## 第 14 節 火災通報装置

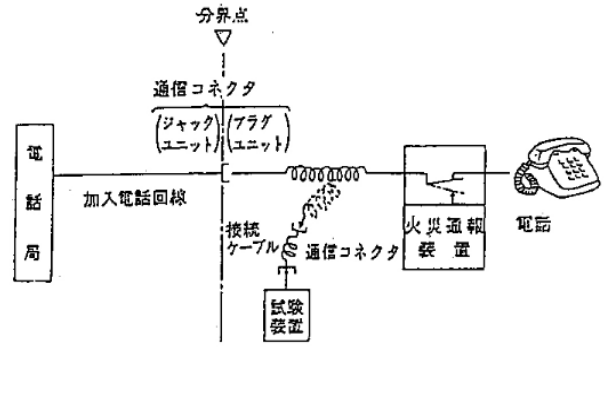
### 1 設備の概要（系統図による設置例）

図 火災通報装置を設置する場合の例

- 分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合



- 分界点を通信コネクタとする場合



注 1 □の部分にあつては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

注 2 通信コネクタの内 □は、プラグユニットを、○は、ジャックユニットを示す。

第 14-1 図

### 2 用語例

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 特定火災通報装置とは、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置のうち、令別表第一(6)項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物に設けるもの(延べ面積が500㎡未満のものに設けるものに限る。)をいう。
- (3) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (4) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- (5) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (6) 連動起動機能とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。
- (7) 試験装置とは、火災通報装置の試験において、電話回線を捕捉しない状態で行うための、消防機関の119番受信装置に代わる試験を行う装置をいう。
- (8) NTTアナログ加入回線とは、電話回線を用いてアナログ方式により音声伝送を行う回線であり、常時使用できる端末機器は1つであるものをいう。

- (9) IP電話回線とは、インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う回線をいう。
- (10) ISDN回線とは、電話回線を用いてデジタル方式により音声伝送を行う回線のことであり、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるものをいう。
- (11) ADSL回線とは、電話回線を用いる非対称デジタル加入回線をいう。  
 なお、火災通報装置を接続する場合は、分離型スプリッタを用い、電話機等の信号部分に設けるものに限る。
- (12) 分離型スプリッタとは、ADSL回線から送られてくる信号を、電話機等の信号とインターネット通信のための信号とに振り分ける分波器であり、一体型スプリッタ(ADSL専用モデム等に組み込まれたもの)とは異なる。
- (13) 直取電話とは、NTT以外の電気通信事業者による固定電話(IP電話を除く。)をいう。
- (14) TA(ターミナルアダプタ)とは、ISDN回線に対応する機能を持たない端末機器をISDN回線に接続して使用するための信号変換装置で、DSUと組み合わせて使用するものをいう。
- (15) DSU(デジタルサービスユニット)とは、ISDN回線に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でISDN回線の終端に接続するものをいう。
- (16) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をISDN回線に接続する際に火災通報装置が発する信号を他の端末機が発する信号に優先してISDN回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。
- (17) TA等とは、TA又は火災通報優先接続型TAをいう。
- (18) UPSとは、回線終端装置等に設ける予備電源(無停電電源装置)のことをいう。
- (19) 回線終端装置等とは、回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。
- (20) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (21) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号等が発する機器をいう。

### 3 回線の種類、火災通報装置との接続の可否

規則第 25 条第 3 項第 2 号に規定する「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、「050」から始まる番号を有する IP 電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外の IP 電話回線が該当するものであり、第 14-1 表において使用できる通信回線をいう。

第 14-1 表

通信回線	使用	通信事業者	参照先
NTTアナログ加入回線	○	NTT	5 NTTアナログ加入回線
IP電話回線（IP直収電話を含む。） ※「050」から始まる番号で消防機関において通報者の位置情報を取得できないものを除く。	○	NTT ソフトバンク KDDI J:COM 等	6 IP電話回線
ISDN回線	○	NTT	7 その他（ADSL、ISDN）
ADSL回線 ※スプリッタ分離タイプ（電話共用できるもの。）に限る。	○	NTT ソフトバンク 等	7 その他（ADSL、ISDN）
直収電話 ※NTT以外の電気通信事業者による固定電話（IP電話回線を除く。）をいう。	×	NTT以外	

#### 4 共通事項

規則第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定によるほか、次によること。

- (1) 社会福祉施設等で自力避難困難者が夜間使用する防火対象物（規則第 25 条第 3 項第 5 号に掲げる防火対象物）は、令第 23 条第 1 項ただし書きに該当する場合であっても、火災通報装置を設置すること。◆
- (2) 火災通報装置の設置場所
  - ア 火災通報装置は、防災センター等（常時人のいる場所）に設置すること。この場合、自動火災報知設備の受信機と併設すること。◆
  - イ 火災通報装置は、床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の位置に設けること。◆
  - ウ 火災通報装置の直近には専用の送受信器を設置すること。
  - エ 湿気、ほこりのない場所に設置すること。
  - オ 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター部、発報表示及び非常用送受信器）が制御部と分離しているものの制御部は、維持管理のできる場所に設けることができる。
- (3) 遠隔起動装置◆
  - ア 防災センター等（常時人のいる場所）が複数ある場合には、遠隔起動装置を設けること。なお、自動火災報知設備の副受信機が設置されている場合は、当該副受信機と併設すること。
  - イ 遠隔起動装置を設ける場合、本体との間で通話ができるインターホン等の同時通話装置を備えておくこと。

(4) 接続

電話回線等との接続については前 3 によるほか、119 番発信が可能で指令センターからの逆進を受けられる電話回線に接続すること。

(5) 機器

ア 火災通報装置は、「火災通報装置の基準」(平成 8 年消防庁告示第 1 号)(以下「告示第 1 号」という。)に適合し、かつ、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 53 条の規定により端末機器としての認定を受けたものを使用すること。

なお、原則として認定品とすること。◆

イ 火災通報装置は、前 3 に掲げる通信回線の種別により接続可能な機器を選択すること。

ウ 特定火災通報装置で、音声メッセージが発信されないものは設置しないこと。

エ 火災通報装置の選択信号送出方式は、火災通報装置と接続されている電話回線と同一であること。

※ 選択信号送出方式は、10 パルス毎秒若しくは 20 パルス毎秒のダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれかであるもの。

(6) その他

ア 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、その旨を表示しておくこと。

イ 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら防止のための措置を講じておくこと。

ウ 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別させること。

## 5 NTTアナログ加入回線

(1) 接続

接続については、規則第 25 条第 3 項第 3 号及び前 4.(4)によるほか、次によること。

ア 火災通報装置と電話回線の接続は、試験装置の接続に対応させるため、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式(以下「プラグジャック方式等」という。)とすること。(第 14-1 図参照)

イ 電話回線の接続方式がプラグジャック方式等以外の場合には、プラグジャック方式等に変更させる必要があること。

なお、この場合の接続方式変換工事は、電気通信事業法第 53 条の規定に基づく工事担当者が行う必要があること。

ウ アナログ回線に接続する場合は、原則として専用回線とすること。◆

ただし、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と通信事業者の間となる部分に火災通報装置を接続し、かつ、消防機関からの逆信の際、火災通報専用電話機のみ呼出し音が鳴動するようにした場合はこの限りでない。

なお、構内交換機の二次側及び次の回線には接続しないこと。

- (ア) F A Xおよび留守番電話が接続されている回線
  - (イ) 消防機関からの逆進が受けられない回線
  - (ウ) 公衆電話回線
- (2) 機器  
規則第 25 条第 3 項第 1 号によるほか、前 4. (5) によること。
- (3) 配線  
火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
- ア 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定（耐熱電線以上）によること。◆
  - イ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がないこと。
- (4) 常用電源
- ア 火災通報装置の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第 1 (6) 項イ (1) から (3) まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 m<sup>2</sup>未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。
  - イ 前アの見やすい箇所に火災通報装置専用である旨の表示をすること。

## 6 I P 電話回線

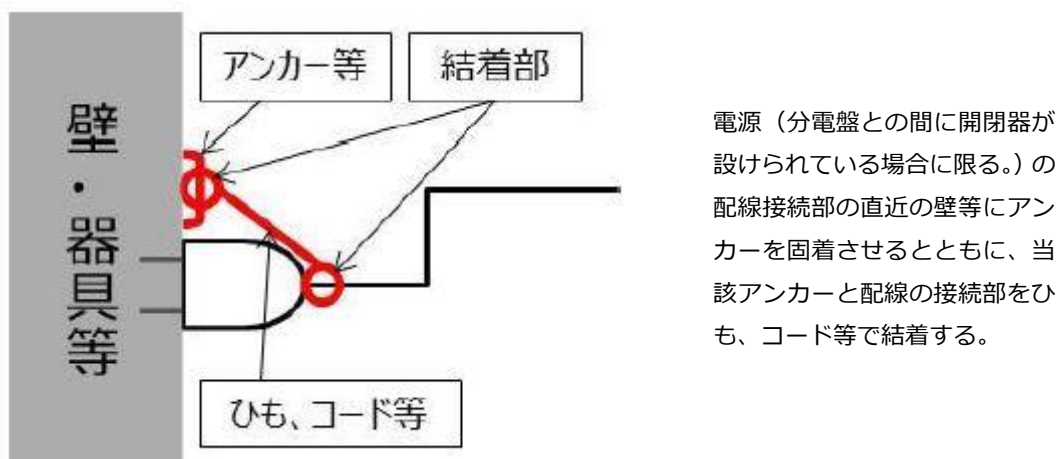
- (1) 接続  
規則第 25 条第 3 項第 3 号及び前 4. (4) によるほか、次によること。
- ア I P 電話回線における火災通報装置の接続部分について  
火災通報装置は、屋内の I P 電話回線のうち回線終端装置等から電話機、ファクシミリ等の通信機器までのアナログ信号を伝送する電話回線の部分に接続すること。  
なお、その際、当該通信機器の影響を受けないように接続すること。
  - イ 回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子がある場合、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等を接続すること。（無線を用いることなどにより、端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）ただしその際、当該通信機器等による通信は、火災通報装置による通報・通話に影響を及ぼすおそれのないものであること。  
なお、ここでいう「回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子がある場合」とは、複数の電話番号を取得し、火災通報装置及び電話機等それぞれに専用の番号を割り振ることができる場合等をいう。
- (2) 機器  
前 4. (5) によること。
- (3) 配線  
前 5. (3) によること。

(4) 電源

前 5. (4) によるほか、次によること。

ア 回線終端装置等の電源の接続部は、振動又は衝撃により容易に緩まないよう、第 14-2 図の例により、脱落防止措置が講じられていること。

なお、「電源の接続部」とは、電源が供給される配線（回線終端装置等の予備電源（UPS）に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部をいう。



第 14-2 図

イ 回線終端装置等の電源の接続部には、火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨の表示をすること。

(5) 予備電源（UPS）

回線終端装置等の予備電源については、次によること。

ア 回線終端装置等の予備電源には、UPS（無停電電源装置）を使用すること。◆

イ 共同住宅等において配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、共用部分の回線終端装置等にも予備電源を設置すること。

ウ 予備電源（UPS）は、告示第 1 号第 3 第 12 号（1）に規定する容量を有するものであること。

エ その他

(ア) 回線終端装置等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すること。

(イ) 回線終端装置等は、火災通報装置と同室に設けること。◆

(ウ) 回線終端装置等は、地震等による転倒を防止する措置を講じること。

※ 参考：「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 3 日 消防予第 240 号）

7 その他の回線 (ADSL、ISDN)

(1) ADSL回線

ア 接続

規則第 25 条第 3 項第 3 号及び前 4. (4) によるほか、分離型スプリッタを用い、電話機等の信号となった部分に設けること。

イ 機器

前 4. (5) によること。

ウ 配線

前 5. (3) によること。

エ 電源

前 5. (4) によること。

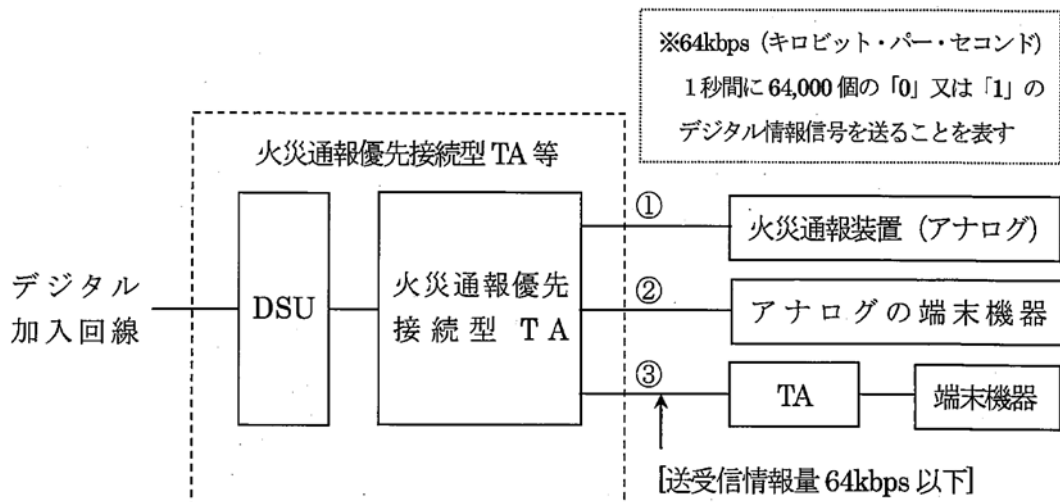
(2) ISDN回線

ア 接続

規則第 25 条第 3 項第 3 号及び前 4. (4) によるほか、次により TA (ターミナルアダプタ) 等を介して ISDN回線へ接続すること。

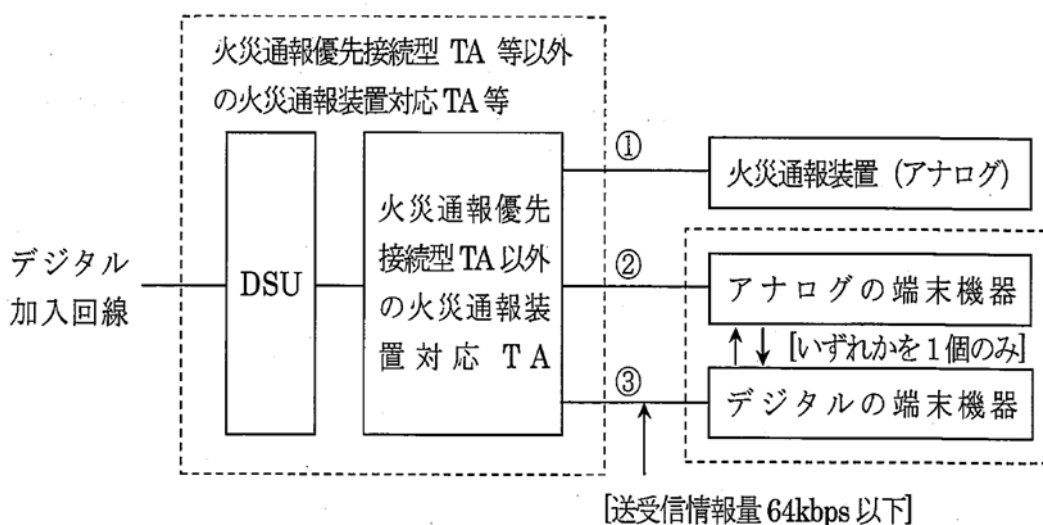
(ア) 火災通報優先接続型 TA を用いる場合 (第 14-3 図参照)

- a 火災通報装置は優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
- b 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該 TA のデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は 64kbps までとし、その旨を表示すること。



第 14-3 図

- (イ) TAを用いる場合 (第 14-4 図参照)
- a 火災通報装置はアナログ端末機器用端子に接続すること。
  - b ISDN回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、デジタル加入回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。
  - c 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は 64kbps までとし、その旨を表示すること。



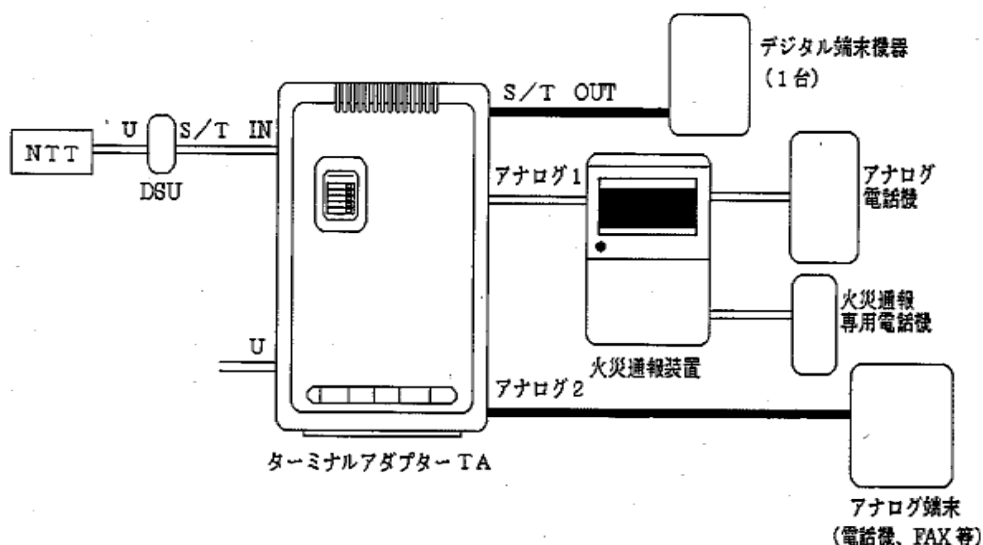
第 14-4 図

イ 機器

TA等は次によること。◆ (第 14-5 図)

- (ア) 火災通報装置の通報メッセージを正確に ISDN回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。
- (イ) 火災通報優先接続型 TA の機能は、次によること。
  - a 火災通報優先接続型 TA に接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置が起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。
  - b 火災通報装置を起動した場合、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされること。





第 14-5 図

ウ 配線

前 5.(3) によること。

エ 常用電源

(ア) 火災通報装置及び TA 等の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、令別表第 1 (6) 項イ (1) から (3) まで及び口に掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 m<sup>2</sup>未満のものに設けられる火災通報装置の常用電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

なお、火災通報装置と TA 等の電源は併用できる。

(イ) 前 (ア) の見やすい箇所に火災通報装置専用である旨の表示をすること。

オ 予備電源

TA 等には、次により予備電源を備えること。

(ア) 予備電源は、告示第 1 号第 3 第 12 号 (1) に規定する容量に準じた容量とすること。

(イ) 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できるものとする。この場合、火災通報装置と TA 等それぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。

(ウ) 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

(エ) 密閉型蓄電池に交流・直流交換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。

カ その他

(ア) TA 等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すること。

(イ) TA 等は、地震等による転倒防止措置を講じること。

(ウ) TA 等は、火災通報装置と同室に設けること。◆

## 8 自動火災報知設備との連動

規則第 25 条第 3 項第 5 号の規定により、自動火災報知設備と火災通報装置を連動させる場合は告示第 1 号の基準によることとし、自動火災報知設備の受信機直近に別箱で連動停止スイッチを設ける場合は、消防法第 17 条の 14 による工事の届出を要するものであること。

なお、任意に自動火災報知設備と火災通報装置を連動させる場合は、「直接通報に関する基準について」(平成 27 年大消予第 1729 号)によること。

## 9 通報内容(蓄積音声情報)

(1) 手動起動時の通報内容は、次によること。

- ア 通報信号
- イ 火災である旨の固定メッセージ
- ウ 所在地
- エ 建物名称(同一敷地内に防火対象物が二以上ある場合は、敷地名称及び防火対象物名称 ※例 ○○株式会社 ○○棟)
- オ 電話番号(火災の際、通話が可能な代表電話番号等の電話番号)
- カ 呼び返し案内メッセージ(※ 例 逆信願います )

例:「ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。

こちらは、大分市○○町○丁目○番○号、○○株式会社です。

代表電話番号は、097-500-0000です。

逆信してください。」

※ 上記の通報内容を変更した場合は、蓄積音声情報を訂正すること。

なお、蓄積音声情報を訂正するのみの工事であっても、消防法第 17 条の 14 による工事の届出を要するものであること。(以下同じ。)

(2) 自動火災報知設備との連動起動時の通報内容は、次によること。

- ア 通報信号
- イ 自動火災報知設備が作動した旨の固定メッセージ
- ウ 所在地
- エ 建物名称(前(1)、エによること。)
- オ 電話番号(前(1)、オによること。)
- カ 呼び返し案内メッセージ(前(1)、カによること。)

例:「ピンポーン、ピンポーン、自動火災報知設備が作動しました。

こちらは、大分市○○町○丁目○番○号、○○株式会社です。

代表電話番号は、097-500-0000です。

逆信してください。」

## 10 特例基準等

- (1) 「消防機関へ通報する火災報知設備の特例基準について」

(平成 27 年大消予第 119 号)

- (2) 前 9. (1). ウ及び (2). ウの所在地について、対象物が確認できる場合は、所在地の一部を省略できるものとする。(予防課指導担当班及び指令センターと協議を要する。)
- (3) 次のいずれかに該当する場合は令第 32 条の規定を適用し、火災通報装置を設置しないことができる。

ア 管理人室等が存在しない、独立した用途の自走式自動車車庫で常時人のいる場所と連絡できる通報装置（精算機併設の通話装置等）を設置する場合

イ 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合で、主たる棟の常時人のいる場所に火災通報装置本体を設置し、別棟に遠隔起動装置を設置する場合。

なお、火災時において通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。

ウ 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合で、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ常時通報することのできる電話が主たる棟の常時人のいる場所に設置されている場合で、無人となることがある別棟で発生した火災を主たる棟の受信機で覚知することができる場合。

なお、火災時において通報連絡、初期消火、避難誘導等所要の措置を講じることのできる体制が整備されていること。